

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島 5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
<http://label-bank.co.jp/>  
[support@label-bank.co.jp](mailto:support@label-bank.co.jp)

## 第120号

2018年12月14日、食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)が公布されました。この改正により、食品の自主回収をした際に行政機関への届出が義務化されることとなります。その経緯と詳細について、まとめてみたいと思います。

### 主な改正内容

- ・食品関連事業者等が「食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収」を行う場合、行政機関への届出を義務付けされます。(※届出対象となる食品表示基準違反はアレルギー、消費期限などの欠落や誤表示)
- ・当該届出に係る食品リコール情報については、行政機関において消費者に情報提供(公表)されます。
- ・届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金となります。

### 食品表示法に係る自主回収届出情報の例:

名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)〇〇〇〇
自主回収の理由	「かに」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響	「かに」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある
画像	表示枠内の写真等
.....	.....

参照: 食品表示法の一部を改正する法律の概要(平成30年法律第97号)(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/amendment\\_001/pdf/amendment\\_001\\_181214\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/pdf/amendment_001_181214_0001.pdf)

## 食品表示法の一部改正について ~自主回収の届出が義務化されます~

### 改正の背景について

2018年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、食品リコール情報の届出を制度として位置づけることになりました。食品衛生法の改正では、食品衛生法に違反する食品、食品衛生法違反のおそれがある食品の自主回収を行う場合、同様に行政機関への届出が義務付けされることとなります。(※食品衛生法違反の原因となった原材料を使用した他の製品や、製造ラインの硬質部品が破損して製品に混入した場合等)

### 食品衛生法に係る自主回収届出情報の例:

名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)〇〇〇〇
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
健康への影響	下痢、嘔吐等の他、過去に重症化し死亡事例がある
画像	-
.....	.....

参照: 食品衛生法改正(食品リコール情報の報告制度)について(厚生労働省)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_001/pdf/review\\_meeting\\_001\\_181016\\_0009.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_001/pdf/review_meeting_001_181016_0009.pdf)

その際、アレルギー等の安全性に関する食品衛生法違反による食品リコールについて、早急に検討することと決められたことが、食品表示法においても同様の仕組みを必要とした背景となっております。



「安全性に関する食品表示基準に従った表示」について  
最後に、「食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収」のうち「食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示」について整理したいと思います。例として「アレルギー、消費期限など」としてありますが、具体的には「アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別」その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの」とされています。

こちらは「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」の一部です。全部で15項目あります。

- (1) 名称
- (2) 保存の方法
- (3) 消費期限又は賞味期限
- (4) 添加物
- (5) アレルゲン
- (6) L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- (7) 特定保健用食品を摂取する上での注意事項
- (8) 機能性表示食品を摂取する上での注意事項  
.....中略.....
- (15) 食品表示基準第40条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

引用: 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/past\\_public\\_comment/pdf/141226\\_furei.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/past_public_comment/pdf/141226_furei.pdf)

施行の時期は未定ですが、万一の場合に備えて、こうした情報については一度目を通しておかれるとよいのではないかと思います。(川倉)

参照: 食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/amendment\\_001/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/)

またこれまで食品表示法においては、食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う際、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがなかったことが課題としてあげられています。ただ各自治体においては、すでに自主回収の報告制度が規定されている場合が多くありますので、過去に自主回収を経験された事業者の方にとってはイメージしやすいと思います。(自主報告制度を条例で規定している、もしくは条例以外の要綱等で規定している自治体は全体の80%弱です。※出典:食品衛生法改正(食品リコール情報の報告制度)について(厚生労働省))

### 自治体による自主報告制度について

過去に自主回収をされたことのない事業者の方にとっては馴染みが薄いと思われるので、現状の自主報告制度について一度見ておかれることは大切だと思います。例として東京都の「自主回収報告制度」などが参考になると思いますので、左記にURLを掲載させていただきます。(※食品表示法のものと同様ではないようご注意ください。)

- 自主回収報告制度(東京都)  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jisyukaisyu/seido\\_index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jisyukaisyu/seido_index.html)
- 自主回収報告制度O&A(東京都)  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jisyukaisyu/files/281001qa.pdf>

# あけましておめでとうございます 本年もよろしくお願いたします



あけましておめでとうございます。ラベルバンク新聞も一年目となりました。いつもお読みくださいますありがとうございます。今年も頑張りたいと思います。引き続きお付き合いのほどよろしくお願いたします。(川倉)

●大阪本社  
今年も様々なことを噛み分けることができよう、成長の一年とできればと思います。ご指導ご鞭撻よろしくおねがいします。(井上)

今年海外に関する知識を増やすなど、さらに幅広い視点で物事を考えられるようにできればと思います。(清水)

昨年担当業務が一気に広がりました。今年はそれらを深めながら、変化に柔軟に対応していきたいと思えます。(亀井)

今後の五輪、万博をきっかけに、日本の食文化への関心も高まる中、食情報をしっかり海外に伝えるお手伝いが出来る様頑張ります。(亀山)

Onlineで、去年に続いて、今年もよりいい業務が出来るように新鮮な考え方と相応しい習慣を身に付けて情熱をもって知識を蓄えたいと思えます。(ヤン)

昨年よりチームの一員に加えていただき、業務を幅広くチャレンジできて感謝の気持ちでいっぱいです。引き続き勉強して成長の一年にしたいと思えます。(王)

まだまだ学ぶべきことはたくさんありますが、最新の基準・動向に敏感に反応していきたいと思えます。(廣島)

●東京オフィス  
東京勤務になり早くも一年半、多くのお客様とお仕事ができるようになり嬉しく思っております。今年も皆様の食品表示における課題解決に取り組みたいと思えます。(山口)

これまでとは違った業務の幅の広がりを、自身の成長にもつなげていきたいと思えます。今年もよろしくお願いたします。(齊藤)

昨年はご依頼の幅が広がりました。本年は多様な取り組み一つのご依頼に幅が広がっても真っ直ぐに受けたいと思えます。(渡邊)

## 2018年の主な食品表示ニュースと今後の予定

一昨年(2017年)ほどではないものの、昨年(2018年)も食品表示に関するニュースがいくつかありました。食品表示実務に携わる方は、新基準への対応等で忙しくされているところかと思えますので、こちらでまとめた内容が、今後の業務計画を立てる際の参考になりましたら幸いです。

### ● 昨年の主な出来事

食品表示に関する出来事のうち、昨年起きた主な改正等を整理してみました。

2018年	3月	遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書の発表(「遺伝子組換えでない」表示の条件の変更)「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」改正(「糖質、糖類」「植物エキス及び分泌物」の追加)
	5月	「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第2版」公表
	6月	「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」公表 「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布
	8月	「特別用途食品の表示許可等について」一部改正(「乳児用液体ミルク」の追加)
	9月	「食品表示基準」改正※ 「食品表示基準について」第13次改正※ 「食品表示Q&A」第5次改正※
	12月	「食品表示法の一部を改正する法律」の公布

※食品表示基準 新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180927\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0001.pdf) (2018年9月21日)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180927\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0002.pdf) (2018年9月1日)

※食品表示基準について 新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180921\\_0008.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180921_0008.pdf)

※食品表示基準 Q&A 新旧対照表

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180921\\_0024.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180921_0024.pdf)

### ● 今後予定されていること

今後の予定は、以下のとおりです。主には新しく始まった制度経過措置期間が対象ですので、今後の作業計画の再確認として参考にいただければと思います。

2020年	3月末	「食品表示基準」の経過措置期間(加工食品、添加物)終了
2022年	3月末	新たな加工食品の原料原産地表示制度 経過措置期間終了

今年もいろいろなことがあると思いますが、1つ1つの業務をきっちりと進めることで、全体としてよりよい仕事ができるようにしたいと思えます。それでは、今年もよろしくお願いたします。